

# 「土砂災害対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先: 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省 勧告日: 平成29年5月26日 回答日: 平成30年1月19日～29日

**背景等**

- 土砂災害は、過去10年間で、年平均約1,000件発生。平成25年の伊豆大島、26年の広島市での土砂災害では、多数の死者を伴う甚大な被害が発生
- 土砂災害対策の推進に当たっては、ハード対策とともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策も重要
- ソフト対策に関しては、土砂災害防止法(注1)に基づき、基礎調査の実施、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下「警戒区域等」という。)(注2)の指定、警戒避難体制の整備等を推進
- 他方、広島市での土砂災害では、基礎調査や警戒区域等の指定の遅れなどの課題が指摘され、国も土砂災害防止法の改正等種々の対応

➡ 土砂災害対策の推進を図る観点から、国並びに都道府県及び市町村で行われているソフト対策の実施状況を調査

## 1 警戒区域等の早期指定の推進

**主な勧告(調査結果)**

■ 特別警戒区域指定予定地などの指定推進のため、都道府県における区域指定に向けた取組状況を一層把握し、必要な助言・情報提供(国土交通省)

**調査結果**

- ◎ 一定の開発規制等を行う必要がある特別警戒区域の指定率 **<74.1%>** 9万2,683か所(指定済み) / 12万5,151か所(指定予定地)
- ◎ 開発規制等ができないまま **2年以上未指定の特別警戒区域指定予定地 <9都道府県1万3,852か所>**

※ 上記の調査は、17都道府県を対象として実施  
 ※ 警戒区域等の指定の手続など土砂災害防止法の概要については、4ページ参照

**主な改善措置状況**

- 都道府県の砂防主管課長を対象とした会議において、
  - ・ 指定に向けた**最新の取組事例**を紹介、
  - ・ 指定に向けた各都道府県の**取組について意見交換**を行うなど、
 円滑に**区域指定ができるよう助言**
- 基礎調査結果の公表後、**速やかに警戒区域等の指定を行うよう、都道府県宛てに通知**
- さらに、今後、**取組状況の把握のための調査を実施予定**(国土交通省)

(注1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

(注2) 土砂災害警戒区域とは、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域で、土砂災害防止のための警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指す。土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき土地の区域を指す。

## 2 警戒避難体制の整備

### (1) ハザードマップの作成及び避難訓練の推進

#### 主な勧告(調査結果)

市町村に対し、

- **区域指定後、順次ハザードマップを作成**することを要請  
(国土交通省)
- **避難訓練の具体的な実施方法の提示**等により積極的な実施を要請  
(総務省(消防庁)、国土交通省)

調査結果

- ◎ **ハザードマップが管内の警戒区域等の全てで未作成<7市町>**(域内の全指定予定地の指定完了後に作成する考え等) >  
**又は一部で未作成<1市町>**(59市町(注)中)  
(注) 60市町中1市町は調査時点で警戒区域等の指定がなかったため除外
- ◎ **避難訓練を過去3年間(注)未実施<4市町>**(60市町中)  
(注) 平成25年度~27年度

#### 主な改善措置状況

市町村に対し、

- **区域指定後、早急に土砂災害ハザードマップを作成し、住民への周知を要請**  
(国土交通省)
- 実践的な**避難訓練の実施事例等をまとめて周知し、避難訓練の実施を要請**  
(総務省(消防庁)、国土交通省)

### (2) 避難勧告等の発令基準の適正な設定

#### 主な勧告(調査結果)

市町村に対し、

- **土砂災害警戒情報**の取扱いについて、**国のガイドラインの趣旨・内容**(注)に沿ったものとなるよう改めて周知  
(内閣府(防災担当)、総務省(消防庁)、国土交通省)

調査結果

- ◎ 避難勧告等の発令基準において、**「土砂災害警戒情報」を「避難勧告」ではなく「避難準備情報」の判断材料として設定<9市町>**(60市町中)

(注) 市町村長が策定する避難勧告等の発令基準においては、「土砂災害警戒情報」の発表をもって、直ちに「避難勧告」を発令するのが基本 <内閣府ガイドライン等>

#### 主な改善措置状況

市町村に対し、

- **土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告を発令することを基本とすること等について、改めて周知**  
(内閣府(防災担当)、総務省(消防庁)、国土交通省)

### 3 要配慮者利用施設における安全確保対策の的確な実施

#### (1) 施設の新設申請時における対応

##### 主な勧告(調査結果)

都道府県・市町村に対し、

- **新設申請者への必要な情報提供や計画検討の要請**について適切に行われるよう周知（厚生労働省）
- **関係部局における情報共有**を改めて助言（文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

調査結果

- ◎ **土砂災害のおそれのある箇所に新設された施設のうち、新設申請時に、都道府県・市町村(民生・衛生部局)から必要な情報提供や計画検討の要請を受けず設置<約40%の施設>** (H23.4~26.11の間に、土砂災害のおそれのある箇所に新設された98施設中41施設)
- ◎ **警戒避難体制の整備を担当する市町村担当部局(防災部局等)で、把握漏れとなっていた施設 <3市町で9施設>** (抽出調査8市町中)

##### 主な改善措置状況

都道府県・市町村に対し、

- **各社会福祉施設及び医療施設の所管課長等名で、新設申請者への必要な情報提供や計画検討の要請について周知徹底** (厚生労働省)
- **関係部局における情報共有を改めて助言** (文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

#### (2) 施設による避難計画の策定と避難訓練

##### 主な勧告(調査結果)

- 施設における**避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するための取組**を今後も推進、都道府県・市町村にも助言 (厚生労働省、国土交通省)

調査結果

- ◎ **避難計画の策定又は避難訓練が未実施 <約70%の施設>** (抽出78施設中55施設)
- ◎ **施設への個別説明や説明会等で、土砂災害の危険性等の説明を未実施<7都道府県・39市町>** (H22.4~27.11の間の実績(17都道府県・58市町中))

##### 主な改善措置状況

平成29年6月に**改正土砂災害防止法**が施行され、**施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付け**されたことを踏まえ、

- 都道府県に対し、改正した土砂災害防止対策**基本指針を通知**するとともに、都道府県及び市町村担当部局(防災部局、民生部局、衛生部局等)に対する**説明会開催**などの取組を実施 (国土交通省)
- 都道府県に対し、国土交通省と共同作成した**計画点検マニュアル等の周知、所管施設の定期監査等における計画等の点検要請**などの取組を実施 (厚生労働省)

# 土砂災害防止法の概要

**土砂災害防止法\***とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

## 土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

- ・土砂災害防止対策の基本的事項
- ・基礎調査の実施指針
- ・土砂災害警戒区域等の指定指針 等



## 基礎調査の実施 [都道府県]

- ・区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施



## 土砂災害警戒区域の指定 [都道府県] (土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制等の整備 [市町村等]

## 土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県] (建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定開発行為に対する許可制  
対象：住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為
- 建築物の構造規制
- 建築物の移転等の勧告

## 基礎調査の実施

渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査



## 区域の指定

基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある区域等を指定

## <警戒避難体制>

- ・市町村地域防災計画 (災害対策基本法)

## <建築物の構造規制>

- ・居室を有する建築物の構造耐力に関する基準の設定 (建築基準法)

## <移転支援>

- ・住宅金融支援機構融資等

(注) 国土交通省の資料による。

# 土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成27年12月～29年5月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省  
関連調査等対象機関：都道府県、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成29年5月26日 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

【回答年月日】 内閣府 平成30年1月19日 総務省 平成30年1月22日 文部科学省 平成30年1月19日  
厚生労働省 平成30年1月23日 国土交通省 平成30年1月29日

## 【調査の背景事情】

- 土砂災害は、過去10年間で、年平均約1,000件発生。平成25年の伊豆大島、26年の広島市の土砂災害では、多数の死者を伴う甚大な被害が発生
- 土砂災害対策の推進に当たっては、ハード対策とともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策も重要
- ソフト対策に関しては、土砂災害防止法(注1)に基づき、基礎調査の実施、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）(注2)の指定、警戒避難体制の整備等を推進
- 他方、広島市での土砂災害では、基礎調査や警戒区域等（警戒区域及び特別警戒区域。以下同じ。）の指定の遅れなどの課題が指摘され、国も土砂災害防止法の改正等種々の対応
- この行政評価・監視は、土砂災害対策の推進を図る観点から、国並びに都道府県及び市町村で行われているソフト対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

(注1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

(注2) 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域で、土砂災害防止のための警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指す。「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき土地の区域を指す。

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の推進</b></p> <p><b>(1) 基礎調査の対象箇所の的確な設定</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、土砂災害が発生するおそれがある箇所における基礎調査の的確な実施を確保する観点から、都道府県に対し、基礎調査の対象箇所の抽出を行うに当たっては、地形や土地の利用状況等を踏まえて農林水産省所管の地すべり危険箇所についても基礎調査の必要性を検討し、新たに基礎調査の対象箇所とすべき土地の区域が認められた場合には、確実に基礎調査が実施されるよう改めて助言する必要がある。</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>〈制度の概要〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎調査とは、都道府県が警戒区域又は特別警戒区域を指定するに際し実施するもので、土砂災害のおそれのある土地に関する地形、地質等の状況や土地の利用状況等を調査するもの（土砂災害防止法）</li> <li>○ 基礎調査の対象箇所の抽出方法については、「地形図、航空写真等を用いて概略的に調査を行い、必要に応じて現地調査を行う」等とされているのみ（基本指針（注））</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">（注）土砂災害防止対策基本指針（平成 27 年国土交通省告示第 35 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省は、土砂災害のおそれのある箇所として、土砂災害防止法施行前から把握していた「土砂災害危険箇所」を、実質的に基礎調査の対象として取扱い</li> </ul> <p><b>〈調査結果〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林野庁所管の山地災害危険地区の地すべり危険地区及び農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所（以下「農林水産省所管の地すべり危険箇所」という。）は、国土交通省所管の土砂災害危険箇所と重複して設定される可能性が低いため、基礎調査の対象箇所を土砂災害危険箇所のみとした場合、基礎調査の対象箇所から漏れる可能性が高い</li> <li style="margin-left: 20px;">⇒ 基礎調査を一通り完了させる目標年（平成 31 年度）までに実施する基礎調査の目標数に、農林水産省所管の地すべり危険箇所を計上していないものあり&lt;17 都道府県のうち 10 都道府県&gt;</li> <li>○ 農林水産省所管の地すべり危険箇所のうち、地すべりにより被害を与える可</li> </ul>	<p><b>(国土交通省)</b></p> <p>→ 土砂災害防止法等に基づき、各都道府県において設定した基礎調査の実施目標を達成するため、引き続き基礎調査を推進するよう、改めて都道府県宛てに通知（「土砂災害対策の推進について」（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡。以下「平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡」という。）するとともに、平成 29 年 4 月以降順次、都道府県に対し、ブロックごとの砂防主管課長会議の場等を通じて、地形や土地の利用状況を踏まえて農林水産省所管の地すべり危険箇所等を含めた土砂災害が発生するおそれのある箇所について、基礎調査が必要な箇所は適切に調査を実施するよう助言している。</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>能性のある人家のある箇所あり&lt;17 都道府県 3,517 か所のうち 2,350 か所&gt; これらの人家が、全て警戒区域の対象区域内に立地するとは限らないが、基礎調査の対象箇所を抽出するに際し、十分に留意する必要あり。</p> <p><b>(2) 基礎調査終了区域における警戒区域等の早期指定の推進 (勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、基礎調査完了後長期間にわたり警戒区域等に指定されていない区域の早期指定を引き続き促進し、これらの区域における住民等の安全を確保する観点から、平成 25 年通知の趣旨・内容を都道府県に改めて周知するとともに、特別警戒区域指定予定地などの指定が推進されるよう、26 年の土砂災害防止法改正により義務化された基礎調査結果の公表による指定促進効果を踏まえつつ、都道府県における指定に向けた取組状況を一層把握した上で、必要な助言、情報提供等を行う必要がある。</p> </div> <p><b>(説明)</b> <b>≪制度の概要≫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県知事は、基礎調査の終了後、警戒区域等の指定予定地を可及的速やかに指定(土砂災害防止法、基本指針)</li> <li>○ 都道府県における区域指定を促進するための国の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定が遅れている都道府県に対し理由を確認し、早期指定のために必要な措置(基本指針)</li> <li>・ 住民等から指定に対する反対意見があった場合の対応について都道府県に通知(平成 25 年通知(注)) <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 反対住民に対しては、土砂災害防止法の趣旨・目的について理解と認識を得るため、市町村と連携し、丁寧に説明</li> <li>ii) 市町村長から反対意見を表明された場合、市町村長本人から意見の背景や理由を確認し、土砂災害防止法の趣旨を説明し理解を得る 等</li> </ul> </li> <li>・ 住民に危険性を認識させるため、基礎調査結果の公表を義務化(平成 26 年土砂災害防止法改正)</li> </ul> </li> </ul> <p>(注)「土砂災害防止法に基づく取り組みの強化について」(平成 25 年 5 月 20 日付け国土砂第 13 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知)及び当該通知を補足する砂防計画課長補佐による事務連絡</p>	<p><b>(国土交通省)</b></p> <p>→ 基礎調査結果の公表後、速やかに警戒区域等の指定を行うよう、改めて都道府県宛てに通知(平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡)した。また、平成 29 年 4 月以降順次、都道府県に対し、ブロックごとの砂防主管課長会議の場等を通じて、土砂災害防止法に基づく取組を強化するため、平成 25 年度通知の趣旨・内容を踏まえた最新の都道府県の取組を紹介するとともに、都道府県における区域指定に向けた取組について意見交換を行うなど、円滑に区域指定ができるよう助言している。さらに、今後、都道府県における区域指定に向けた取組状況を把握するための調査を行う予定である。</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p> <b>＜調査結果＞</b>  ○ 一定の開発規制等を行う必要がある「特別警戒区域」の指定率＜74.1%＞  ⇒ 指定率＜指定済み／指定予定地（注）＞  「特別警戒区域」＜74.1%＞ 9万2,683か所／12万5,151か所  「警戒区域」＜92.7%＞ 16万1,120か所／17万3,726か所  （注） 指定予定地：都道府県が基礎調査を実施して、警戒区域等に指定する予定のもの  ○ 開発規制等ができないまま2年以上未指定の「特別警戒区域」の指定予定地あり＜17都道府県のうち9都道府県1万3,852か所（うち5年以上未指定が8都道府県6,159か所。うち10年以上未指定が2都道府県1,191か所）＞ </p> <p> <b>2 警戒避難体制の整備状況</b>  <b>(1) ハザードマップの作成及び避難訓練の推進</b>  <b>(勧告要旨)</b> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 関係府省は、住民等における土砂災害の危険性の十分な理解と避難の実効性を高め、また、土砂災害防止法、基本指針等に沿った実践的な避難訓練の実施を確保する観点から、市町村におけるハザードマップの作成及び避難訓練の実施が適切に行われるよう、その重要性を一層周知するとともに、次の措置を講ずる必要がある。 </p> </div>	<p> <b>(総務省（消防庁）)</b>  → 国土交通省と連携し、都道府県を通じて市町村に対し、「平成29年度土砂災害・全国防災訓練の実施事例について（4月～6月）」（平成29年7月28日付け事務連絡）及び「平成29年度土砂災害・全国防災訓練の実施事例について（7月～9月）」（平成29年11月8日付け事務連絡）を発出し、その中で、実践的な避難訓練の重要性について周知した「土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）」（平成29年2月3日付け消防第12号、国水砂第8号消防庁国民保護・防災部防災課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知）を再周知するとともに、避難訓練の実施事例を紹介することにより避難訓練の重要性を一層周知した。 </p> <p> また、平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえ、内閣府と連携して都道府県を通じて市町村に発出した「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」（平成29年12月8日付け府政防第1546号、消防第160号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長通知。以下「平成29年12月8日付け通知」という。）においても、出水期前における住民参加型の避難訓練の重要性等について周知した。 </p> <p> <b>(国土交通省)</b>  → 都道府県宛ての通知（平成29年5月29日付け事務連絡）において、 </p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>① 市町村に対し、改めてハザードマップの早急な作成を促すこと。また、市町村域内の全ての警戒区域等の指定完了後にハザードマップを作成している場合は、順次作成するよう促すこと。(国土交通省)</p> <p>② 市町村に対し、引き続き、市町村主体の実践的な避難訓練の具体的な実施方法を示すなどにより、積極的に避難訓練が実施されるよう促すこと。(総務省(消防庁)、国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>① ハザードマップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域での円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、市町村長は、災害情報の伝達方法、避難場所等、避難経路等を記載した印刷物を配布(土砂災害防止法)</li> <li>ハザードマップは、市町村長が警戒区域等の指定を受けた区域について早急に整備(警戒避難ガイドライン(注)) (注)土砂災害警戒避難ガイドライン(平成19年4月国土交通省砂防部)</li> </ul> <p>② 避難訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練に関する事項について定める(平成26年土砂災害防止法改正)</li> <li>避難訓練は、市町村長が警戒区域等において毎年1回以上実施することが基本。工夫し実践的に訓練(基本指針等)</li> </ul> <p>≪調査結果≫</p> <p>① ハザードマップが管内の警戒区域等の全てで未作成&lt;59市町のうち7市町&gt;又は一部で未作成&lt;59市町のうち1市町&gt;</p> <p>② 避難訓練を過去3年間未実施&lt;60市町のうち4市町&gt;</p>	<p>市町村におけるハザードマップの作成や避難訓練の推進を特に留意する事項として周知した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→ 市町村に対し、警戒区域が指定された場合、早急に土砂災害ハザードマップを作成し、住民に周知することを都道府県から周知するよう、改めて通知(平成29年5月29日付け事務連絡)した。</p> <p>(総務省(消防庁))</p> <p>→ 国土交通省と連携し、「平成29年度土砂災害・全国防災訓練の実施事例について(4月～6月)」(平成29年7月28日付け事務連絡)及び「平成29年度土砂災害・全国防災訓練の実施事例について(7月～9月)」(平成29年11月8日付け事務連絡)を発出し、避難訓練の実施事例等をまとめて都道府県(消防防災主管部長)を通じて市町村に周知した。</p> <p>なお、引き続き平成30年も都道府県を通じて市町村における実践的な避難訓練の実施を促す予定である。</p> <p>このほか、平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえ、内閣府と連携して都道府県(消防防災主管部長)を通じて市町村に発出した平成29年12月8日付け通知においても、毎年出水期前に、職員と住民の参加による地域の実情に応じた、災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練の実施に努めるよう周知した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→ 市町村において土砂災害に係る避難訓練を積極的に実施するよう、都道府県宛てに通知(平成29年5月29日付け事務連絡)した。</p> <p>市町村主体の実践的な避難訓練により、地域全体の警戒避難体制の充実を図るとともに、警戒区域の実情に応じた住民等主体の避難訓練を促進するよう、平成29年8月に基本指針を変更した(国土交通省告示第752号)。</p> <p>消防庁と連携し、「平成29年「土砂災害・全国防災訓練～普段の備えが、命を守る～」の訓練実施事例について(4月～6月)」(平成29年7月25日付け事務連絡)及び「平成29年「土砂災害・全国防災訓練～普段の備えが、命を守る～」の訓練実施事例について(7月～9</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 避難勧告等の発令基準の適正な設定 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府、総務省（消防庁）及び国土交通省は、連携して、市町村に対し、各市町村が設定する避難勧告等の発令基準について、土砂災害警戒情報の取扱いが避難勧告ガイドライン及び警戒避難ガイドラインの趣旨・内容に沿ったものとなるよう、改めて周知する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報であり、都道府県と気象庁が共同で発表</li> <li>○ 都道府県は、避難勧告及び避難指示の発令の判断に資するため、土砂災害警戒情報を市町村に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる義務（平成 26 年土砂災害防止法改正）</li> <li>○ 市町村長が策定する避難勧告等の発令基準においては、「土砂災害警戒情報」の発表をもって、直ちに「避難勧告」を発令するのが基本（基本指針、警戒避難ガイドライン、避難勧告等に関するガイドライン（注））</li> </ul> <p>（注）避難勧告等に関するガイドライン（平成 17 年 3 月内閣府）</p> <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難勧告等の発令基準において、「土砂災害警戒情報」を「避難勧告」ではなく「避難準備情報」（注）の判断材料として設定&lt;60 市町のうち 9 市町&gt;</li> </ul> <p>（注）平成 29 年 1 月に避難勧告等に関するガイドライン改正 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更</p> <p>(3) 避難場所等の安全の確保並びに避難経路の適切な設定及び周知 (勧告要旨)</p>	<p>月)」(平成 29 年 11 月 8 日付け事務連絡)) を発出し、避難訓練の実施事例等をまとめて周知し、市町村に対し避難訓練の実施を促した。</p> <p>なお、引き続き平成 30 年も都道府県を通じて市町村における実践的な避難訓練の実施を促す予定である。</p> <p>(内閣府、総務省（消防庁）)</p> <p>→ i) 的確な避難勧告等の発令基準を設定すること、ii) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に直ちに避難勧告を発令することを基本とすることについて、「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」(平成 29 年 5 月 31 日付け中防消第 3 号中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知)において、中央防災会議会長名で都道府県防災会議会長を通じて市町村に周知した。</p> <p>また、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえ、都道府県（消防防災主管部長）を通じて市町村に発出した平成 29 年 12 月 8 日付け通知においても、土砂災害警戒情報の発表をもって直ちに避難勧告を発令するなど、具体的で分かりやすい発令基準を事前に設定し、時機を逸さずに発令するよう周知した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→ 市町村に対し、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とし、的確に避難勧告等を発令するため、あらかじめ市町村地域防災計画に定量的で客観的な発令基準を設定することを周知するよう、改めて都道府県宛てに通知（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡）した。</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>国土交通省は、土砂災害のおそれがある区域の住民等における安全な避難活動を確保する観点から、避難場所等の安全の確保並びに避難経路の適切な設定及び周知が図られるようにするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① やむを得ず土砂災害のおそれのある箇所に避難場所等を設定している場合は、都道府県に対し、これらの避難場所等について重点的に土砂災害対策施設の整備を図るよう引き続き促すこと。</p> <p>② 避難経路について、市町村に対し、基本指針や警戒避難ガイドラインに示された避難経路の設定に関する考え方を改めて周知するとともに、必要な助言を行うこと。</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>→ 土砂災害に対して、安全な避難場所等が確保できていない地域において、避難場所を保全する砂防堰堤等の土砂災害対策施設を優先的に整備するよう、都道府県宛てに通知（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡）した。</p> <p>また、防災・安全交付金の配分において、避難場所等の防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策事業に特化して策定される整備計画に対する重点配分を実施し、土砂災害対策施設の整備を促している（「社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における重点配分対象について」（平成 29 年 3 月 31 日付け事務連絡））。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→ 市町村に対し、基本指針や警戒避難ガイドラインを参考に、土砂災害防止法第 8 条に規定する避難経路等を市町村地域防災計画に定めることを周知するよう、改めて都道府県宛てに通知（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡）した。</p>
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>① 避難場所の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難場所は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）上の指定緊急避難場所等とし、警戒区域外で選定することが基本（基本指針）</li> <li>・ 警戒区域外に適切な避難場所がない場合、最寄りのマンション等の所有者等の理解を得て避難場所として協定等を結ぶことも有効（基本指針及び警戒避難ガイドライン）</li> <li>・ 地域内に安全な避難場所を確保できない場合には、避難場所を保全する土砂災害対策施設の整備が重点的に取り組むべき課題（警戒避難ガイドライン）</li> </ul> <p>② 避難経路の設定及び市町村地域防災計画への記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項を定める必要あり（土砂災害防止法）</li> <li>・ 市町村長は、避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項等を記</li> </ul>	

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる必要あり（土砂災害防止法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土砂災害のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい（基本指針）</li> <li>どうしても安全な避難経路の設定が難しい場合は、住民にも理解を求めつつ、少しでも避難時の被災リスクの低い避難経路の選定や早い段階からの避難準備情報の活用などについて、あらかじめ行政と住民が一緒になって検討しておくことが重要。その結果は、ハザードマップ等において、必ずしも安全といえない区間についての注意事項を示すなど、住民にとって分かりやすいよう工夫して周知する必要あり（警戒避難ガイドライン）</li> </ul> <p>≪調査結果≫</p> <p>① 土砂災害のおそれがあることを知りながら、危険ではあるが他に適切な場所及び施設がないため、現状やむを得ず避難場所等として設定しているものあり&lt;60市町のうち6市町124か所&gt;</p> <p>② 市町村地域防災計画に避難経路を記載していない、抽象的な記載又は選定基準のみを記載しているなどの市町村あり&lt;51市町のうち49市町。うち33市町はハザードマップにも避難経路の記載なし&gt;</p> <p><b>3 要配慮者利用施設における安全確保対策の的確な実施</b> (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設について土砂災害からの安全確保対策が的確に実施されるようにするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設計画が把握された場合に、建設申請者等への土砂災害に関する必要な情報提供と計画検討の要請が適切に行われるよう、累次の連名通知で求められた必要な対応について、都道府県及び市町村の衛生・民生部局に周知徹底されるよう措置すること。(厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 累次の連名通知で示されている対応がより図られるよう、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付け子子発1124第1号、社援保発1124第1号、障企発1124第1号、老推発1124第1号、老高発1124第1号、老振発1124第1号、老老発1124第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>また、要配慮者利用施設及び土砂災害対策に関する関係部局に対して累次の連名通知で示されている対応がより図られるよう、これら関係部局に対し改めて助言すること。(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)</p> <p>② 土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設における避難</p>	<p>厚生労働省老健局高齢者支援課長、厚生労働省老健局振興課長、厚生労働省老健局老人保健課長通知。以下「平成 29 年福祉施設通知」という。) 及び「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 29 年 11 月 24 日付け医政地発 1124 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成 29 年医療施設通知」という。)を発出し、都道府県及び市町村の衛生・民生主管部局に周知した。</p> <p>平成 27 年連名通知は施設所管部局ではない厚生科学課長名であったため、今回の通知を、厚生労働省における児童福祉施設、障害者福祉施設、老人福祉施設、医療施設等の各施設所管部局名で発出することにより、各施設の担当部局(衛生・民生主管部局)に周知徹底を図った。</p> <p><b>(文部科学省)</b></p> <p>→ 「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 29 年 9 月 15 日付け事務連絡)において、都道府県教育委員会等に、平成 27 年連名通知等で示されている内容を確認し、適切な対応をとるよう改めて依頼した。</p> <p><b>(厚生労働省)</b></p> <p>→ 累次の連名通知で示されている対応がより図られるよう、平成 29 年福祉施設通知及び平成 29 年医療施設通知により、都道府県及び市町村の衛生・民生主管部局に助言を行った。</p> <p><b>(国土交通省)</b></p> <p>→ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設に係る土砂災害対策について、より一層関係部局との緊密な連携を図るよう、改めて都道府県宛てに通知(平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡)した。</p> <p><b>(厚生労働省)</b></p> <p>→ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>計画の策定や避難訓練の実施を促進するための取組を、今後とも必要に応じ実施するとともに、要配慮者利用施設の管理者等の土砂災害に関する知識や防災意識の向上等を図るため、引き続き都道府県や市町村における取組を促すよう助言すること。(厚生労働省、国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>① 要配慮者利用施設の新設申請時における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(土砂災害防止法)</li> <li>警戒区域等での要配慮者利用施設の新設に当たっては、安全確保の観点から、都道府県・市町村の関係部局(衛生・民生部局、砂防部局及び学校設置者)は施設関係者に対する情報提供や計画検討を促す必要あり (平成22年連名通知(注1)・平成27年連名通知(注2))</li> </ul> <p>(注1)「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知)</p> <p>(注2)「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日付け27文施企第19号、科発0820第1号、国水砂第44号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・市町村の関係部局は、土砂災害のおそれがある箇所に立地することが明らかになった施設に関し、警戒避難体制の整備状況等について、市町村担当部局(防災部局等)と情報共有(平成27年連名通知)</li> </ul> <p>② 要配慮者利用施設の避難計画の策定と防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設の管理者は、避難計画を策定し計画を点検(警戒避難ガイドライン) ⇒ 要配慮者利用施設での避難計画の作成及び避難訓練の実施が義務化(平成29年土砂災害防止法改正)</li> <li>防災関係部局、福祉関係部局等は連携し、要配慮者利用施設の管理者に対する説明会等の開催、個別説明等により、土砂災害に関する知識や防災意識の向上を図ることが重要(警戒避難ガイドライン)</li> </ul>	<p>避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を義務とするよう、土砂災害防止法が改正(平成29年5月19日改正、同年6月19日施行)された。</p> <p>厚生労働省では、これを踏まえ、対象の社会福祉施設による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促すため、国土交通省と共同で、施設を所管する地方公共団体が、各要配慮者利用施設が計画を提出した際や、その他定期監査時等においてその内容を確認する際の着眼点をまとめたマニュアルを作成した。そして、都道府県の民生主管部局、水防担当部局及び土木主管部局に対し、マニュアルの周知・点検の実施、水防担当部局、土木主管部局等との連携、これらを管内市町村に周知すること等を求める通知(注1)を国土交通省と連名で発出した。</p> <p>あわせて、厚生労働省では、対象の医療施設に関して、適切かつ確実な避難確保計画の作成・避難訓練の実施を促すため、都道府県の衛生主管部局、水防担当部局及び砂防主管部局に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 管内市町村が医療施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施の確認等を適切かつ確実に実施できるよう配慮を依頼するとともに、</li> <li>ii) 各施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施については、医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく立入検査の機会を利用して管理者等に対して聴取するなど、把握に努めるよう依頼する</li> </ul> <p>旨の通知(注2)を、国土交通省と連名で発出した。</p> <p>さらに、対象施設の所有者又は管理者の土砂災害に関する知識や防災意識の向上等を図るための取組については、法改正の趣旨や土砂災害の種類と特徴等を記載した「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」等(国土交通省のWebサイトに掲載)を都道府県に提供するとともに、施設へ情報を周知するよう依頼(注1~3)した。</p> <p>(注1)「「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について(依頼)」(平成29年6月19日付け雇児総発0619第1号、社援保発0619第1号、障企発0619第2号、老推発0619第2号、老高発0619第1号、老振発0619第1号、老老発0619第1号、国水環防第5号、国水砂第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局障害保</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>≪調査結果≫</p> <p>①・ 土砂災害のおそれのある箇所に新設された施設のうち、新設申請時に、民生部局から必要な情報提供や計画検討の要請を受けず設置された施設あり&lt;98 施設のうち 41 施設&gt;(注)</p> <p>(注) H23.4 から 26.11 までの間に、土砂災害のおそれのある箇所に新設された施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒避難体制の整備を担当する市町村担当部局(防災部局等)で、把握漏れとなっていた施設あり&lt;8 市町のうち 3 市町 9 施設&gt;</li> </ul> <p>②・ 避難計画の策定又は避難訓練が未実施である施設あり&lt;78 施設のうち 55 施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設への個別説明や説明会等で、土砂災害の危険性等の説明を未実施&lt;7 都道府県・39 市町(注)&gt;</li> </ul> <p>(注) H22.4 から 27.11 までの間の実績(17 都道府県・58 市町中)</p>	<p>健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、厚生労働省老健局高齢者支援課長、厚生労働省老健局振興課長、厚生労働省老健局老人保健課長、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知)</p> <p>(注2)「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療施設における避難確保計画の作成等について(依頼)」(平成29年8月29日付け医政地発0829第1号、国水環防第14号、国水砂第21号厚生労働省医政局地域医療計画課長、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知)</p> <p>(注3)「要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について(依頼)」(平成29年8月23日付け子子発0823第1号、社援保発0823第1号、障企発0823第1号、老推発0823第1号、老高発0823第3号、老振発0823第1号、老老発0823第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、厚生労働省老健局高齢者支援課長、厚生労働省老健局振興課長、厚生労働省老健局老人保健課長通知)</p> <p><b>(国土交通省)</b></p> <p>→ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を義務とするよう、土砂災害防止法が改正(平成29年5月19日改正、同年6月19日施行)されたことを踏まえ、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化に関する事項を記載するなど、基本指針を変更し、都道府県宛てに通知(「土砂災害防止対策基本指針の変更について(通知)」(平成29年8月10日付け国水砂管第55号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知))した。</p> <p>法改正の内容を周知するため、平成29年6月に、都道府県及び市町村の防災担当部局、要配慮者利用施設担当部局(福祉・医療・教育)の担当者を対象に、全国10か所で説明会を実施した。</p> <p>改正土砂災害防止法の施行に合わせて、法改正に伴う留意事項を取りまとめた技術的助言を都道府県及び指定都市宛てに通知(「水防法等の一部を改正する法律の施行について」(平成29年6月19日付け国水</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
	<p>政第 12 号国土交通省水管理・国土保全局長通知)) した。</p> <p>都道府県や市町村が、引き続き、要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進するため、同施設管理者等に対し土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図るよう、改めて都道府県宛てに通知（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡）した。</p>